# 環境省

# 【Green Value Chain 促進ネットワーク】募集要項

#### 1. 目的

Green Value Chain 促進ネットワーク(以下「GVC ネット」という)は、2050 年カーボンニュートラル目指し、バリューチェーン全体での脱炭素経営促進に向けて、パリ協定に整合する温室効果ガス(GHG)排出量削減を目指して目標設定や削減実行を進めるもしくは目指す企業、これらの企業の脱炭素化を支援する支援機関、GHG 排出量算定、診断、第三者認証等ソリューションを提供する専門機関等のネットワークによる支援体制構築を行い、脱炭素化に向けて取組む企業を増加させるとともに、脱炭素と企業の成長を促進させることを目的としています。

本年度も「GVC ネット」へ参加を希望する「GVC ネット会員」を以下のとおり募集いたします。

## 2. 「GVC ネット」の運営について

「GVC ネット」に関する運用は、別添「Green Value Chain 促進ネットワーク設立規約(以下、設立規約という)」を参照ください。

# 3. 「GVC ネット」の活動について

「GVC ネット」の活動は以下の通り(設立規約 第5条より)。

- 1 GVC ネットは、企業間でパリ協定に整合する目標設定や目標の達成に向けた取組や地域 ぐるみでの脱炭素化に向けての取組、またはこれらにかかる課題解決に向けて取組む。
- 2 前項を進めるため、事務局からの最新の関連動向等の情報提供や企業の取組の紹介、ソリューション提供事業者の活動紹介等のための勉強会を開催する。
- 3 事務局は、GVC ネットの活動内容や、GVC ネット会員の設定した目標や取組内容、ソ リューション等について環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」(以下 環境省 GVC サイトという)を通じて情報発信を行う。
- 4 GVC ネット会員は、勉強会での情報提供や環境省 GVC サイトでの情報発信について、可能な限り事務局に協力する。
- 5 GVC ネットの活動については、事務局により年度毎に見直しを行う可能性がある。
- ・環境省 GVC サイトでの情報発信:環境省 GVC サイトの「GVC ネット会員」ページに、 昨年度に引き続き発信を行います。

# 4. 「GVC ネット会員」について

「GVC ネット」とは、「企業会員」、「支援機関・専門機関会員」に分類され、この 2 分類の会員の総称です。

- 「企業会員」は、パリ協定に整合する中長期の削減目標の設定及び脱炭素化を目指し、 バリューチェーン全体の削減に向けて、企業間での課題を共有、連携等を実施する企 業であること。
- 「支援機関・専門機関会員」は脱炭素経営を進める企業、特に中小規模事業者を支援 する金融機関、商工会議所等経済団体、その他専門性を有する機関を想定し、地域ぐ るみでの脱炭素化に向けての支援体制構築を目指す事業者や機関団体であること。

各会員の詳細については、「5. **応募条件**」を参照ください。

# 5. 応募条件

「企業会員」、「支援機関・専門機関会員」では、応募条件が異なります。参加希望される会員の応募条件を確認してください。

■ 「企業会員」 (設立規約 第4条 2 より)

「企業会員」は、次の各号の会員要件に適合する企業で、「設立規約」に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業を目標設定会員とする。

(1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

<企業会員コミットメント>

GVCネットに参加する企業会員は以下の取組を実施する。

- ・ パリ協定に整合する中長期の削減目標の設定及び脱炭素化を目指す。
- ・ 気候変動をビジネスの機会と認識し、脱炭素化に向けて事業展開を目指す。
- ・ バリューチェーン全体の排出量の削減を目指し、企業間での課題の共有、連携、解 決策を目指す。
- (2) GVC ネット会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。
- (3) GVC ネット会員に依って知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公 開、漏洩しないことに同意すること。
- 「支援機関・専門機関会員」 (設立規約 第4条 3 より)

「支援機関・専門機関会員」は、次の各号の会員要件に適合する企業又はその他法人で、本規約に同意することを記した所定の申請書を事務局に提出し、事務局が参加を認めた企業又はその他法人を会員とする。

(1) 下記の参加コミットメントに同意すること。

<支援機関・専門機関会員コミットメント>

- GVC ネットに参加する支援機関・専門機関会員は、脱炭素経営を進める企業、特に中小規模事業者を支援する金融機関、商工会議所等経済団体、その他専門性を有する企業・機関を想定しており、以下の取組みを実施する。
- ・GHG 排出量削減を目指す企業に対しての支援内容を含むアクションプランを作成する。
- ・地域ぐるみでの脱炭素化に向けての支援体制構築に努める。
- (2) GVC ネット会員間での担当者の連絡先の共有に同意すること。
- (3) GVC ネット参加によって知り得た情報について、情報提供者の許可なく発表、公開、漏洩しないことに同意すること。

# 6. 環境省 GVC サイトへの掲載について

事務局は、ネットワークの活動内容や、GVC ネット会員の設定した目標、ソリューション等について環境省 GVC サイトの「GVC ネット会員」のページ(\*2)を通じて情報発信を実施しております。

掲載は、「企業会員」、「支援機関・専門機関会員」別としております。

掲載内容については、以下をご覧ください。

\*1:環境省 GVC サイト Top ページはこちら

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply chain/gvc/index.html

\*2:環境省 GVC サイト GVC ネット会員 ページはこちら

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\_chain/gvc/network/index.html

\*3: CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI、WWFによる共同イニシアティブ。企業が気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した削減目標について認定された企業や宣言した企業を以下のサイトに掲載。

https://sciencebasedtargets.org/

## 7. 募集期間

随時 (ただし、委託期間以外は募集対応ができない場合がございます。)

### 8. 応募について

参加を希望する企業は、「申請書」に必要事項を記載し、下記の要領で事務局宛に提出してください。提出された申請書については設立規約に則った活動や、当事務局から GVC ネット会員への連絡以外には使用しません。

#### ■ 関連文書

以下の①、②についてご確認の上、③にご記入いただきます。

- ① 当文書 (【Green Value Chain 促進ネットワーク】募集要項)
- ② Green Value Chain 促進ネットワークネットワーク設立規約
- ③ Green Value Chain 促進ネットワークネットワーク 申請書

## ■ 提出先

メールにて、Green Value Chain 促進ネットワーク事務局までご送付をお願いします。

件名:【Green Value Chain 促進ネットワークネットワーク申請】 応募企業・団体名 E-Mail:提出物

上記のメールに添付してください。メールの容量制限など、メール添付による申請書類の提 出が難しい場合は、その旨下記「お問合せ先までご連絡ください。

- ① 「Green Value Chain 促進ネットワーク 申請書」の Word ファイル (会員管理の入力の際、誤入力を防ぐために使用。捺印不要。)
- ② 「Green Value Chain 促進ネットワーク 申請書」の捺印済み PDF ファイル

## 9. お問合せ先

本件に関するお問合せは、メールにて、Green Value Chain 促進ネットワーク事務局までご 連絡をお願いします。

件名:【Green Value Chain 促進ネットワーク申請 問合せ】 問合せ企業・団体名 E-Mail:

以上